



特許関連出願における聯合面接方案のご案内

知的財産局は、審査の効率を向上させると共に、より早めに特許権利を付与するため、「特許関連出願における聯合面接方案」を2012年10月1日から導入しており、今年(2013年)からは外国人である出願人であってもこの方案に適用されます。

この聯合面接方案によりますと、聯合面接の申請は、同一出願人が所有する特許関連出願案の全て又は一部を対象として提出すべきです。「特許関連出願案」とは、初審査の段階において、同一出願人が提出した、同一技術関連性を有する一連の発明特許出願案を指し、「聯合面接」とは前記の同一技術関連性を有する複数の特許出願に対して、同一の時間、場所にて面接を行うことです。

聯合面接の申請の際に提出すべき書類は、(1)特許関連出願案に対する聯合面接の申請書、(2)特許関連出願案の案件リスト、(3)特許関連出願案の技術関連説明書 及び(4)必要に応じて委任状です。また、特許関連出願案と関係のある先行技術のサーチレポート、文献資料、外国対応出願の審査結果資料及び審査官の審査に有利な書類などの資料を併せて添付して提出してもよい。

一回の聯合面接において、特許出願の件数を少なくとも2件以上、10件以下請求すると要求されていますが、違反しても、審査官は、技術全体の関連性により聯合面接を受けるか否かを判断することができます。毎年の1月、7月に、特許庁は「特許発明関連出願における聯合面接の受理範囲」を公告します。

一般に、聯合面接の申請書類が完備した後、1ヶ月以内には審査官は通知書を以て聯合面接の時間と場所を出願人に通知します。聯合面接した後、補正書や上申書が不要である場合は、原則として、面接日よりの3ヶ月以内に、審査結果(審査意見通知書又は査定書)が発行され、補正書又は上申書を提出した場合は、その提出日より3ヶ月以内に審査結果が発行されます。

以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしましたが、お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の**何**(lewis@lewisdavis.com.tw)までお問い合わせください。